

提出書類確認シート

特例による軽減措置を受けるには、

「認定経営革新等支援機関等（肥後銀行、熊本銀行、熊本県信用組合、商工会、税理士等）」で確認を受けた特例措置に関する申告書の提出が必要となります。

申告にあたっては「認定経営革新等支援機関等」の確認を受けた軽減措置に係る申告書（原本）など、次の関係書類が整っていることを確認のうえ、ご提出ください。

●申告受付期間：令和3年1月4日（月）～令和3年2月1日（月）

●申告書提出先：阿蘇市役所 税務課（〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地504番地1）

<input type="checkbox"/>	① 特例措置に関する申告書 ※様式は阿蘇市ホームページ参照 (認定経営革新等支援機関等による確認を受け、確認者の署名・捺印があるもの)
<input type="checkbox"/>	【事業用家屋がある場合】 ② (別紙) 特例対象資産一覧 ※様式は阿蘇市ホームページ参照 ※償却資産については、毎年行われる当該申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります（令和3年度償却資産申告書は12月発送予定）。
<input type="checkbox"/>	③ 収入が減少したことを証する書類の写し 会計帳簿・青色申告決算書・収支内訳書など令和2年2月～10月までの任意の連続する3月の事業収入が、前年同期比で30%以上減少していることがわかるもの 【収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、不動産賃料の猶予の金額や期間等を確認できる書類 ※参考様式は阿蘇市ホームページ参照】
<input type="checkbox"/>	④ 【個人事業主で事業用家屋を所有している場合のみ】 特例対象資産の事業専用割合を示す書類の写し ※青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。
<input type="checkbox"/>	⑤ 【特例対象資産に令和2年中に新規取得したものが含まれる場合のみ】 対象が登記済家屋 ➡不動産登記簿謄本の写し+見取り図など 対象が未登記家屋 ➡売買契約書等の写し+見取り図など ※対象家屋の見取り図などを提出の際は、事業用で使用している箇所が判別できるようマーカー等で着色してください。